# 第6回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時:平成26年7月29日(火)

場 所:市役所東館8階 大ホール

事務局 ただいまから第6回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、お忙しい中、また暑い中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、泉委員と北村委員がご欠席、木下委員が30分程度遅れるとの連絡を受けています。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしている資料は、1点目は、ホッチキスどめの「会議次第・委員及び事務局名簿・座席表」、2点目は、「資料集(資料1~資料5)」、3点目は、「参考資料集」です。そして、赤いパンフレットもお送りしましたが、中にはチラシを挟んでいます。

また、机上に、「追加資料」と、座席表と参考資料集の差しかえを置いています。 もし足りないものがありましたら、おっしゃってください。

〔発言者なし〕

事務局 それでは、会長、会議の進行をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。夕刻の時間、またお仕事お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまから第6回西宮市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

まず、本日も傍聴希望の方がいらっしゃいますので、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 また、この後も傍聴希望の方が来られましたら、随時入室いただくことにして よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、許可しますので、入室いただきたいと思います。

なお、もし会議の場で秩序を乱されるような行為があったときには、事務局の方で素早く対応していただきますように、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

次第では、本日の議事として3つ上がっています。

まず、本日の審議事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。

記載している表は、前回の子ども・子育て会議でもお示ししたロードマップです。

上段の事業計画のスケジュールについては、今回と8月の合計2回の子ども・子育て会議で素案を確定していくことになっています。しかし、申しわけありませんが、事業計画の全体像について今回はご用意できていません。事業計画については、8月の子ども・子育て会議の資料発送に先立って、8月上旬には委員の皆様に別途郵送でお送りしたいと考えていますので、それに対するご意見をいただいて、8月の子ども・子育て会議の資料に反映したいと考えています。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議内容のまとめです。

前回の会議では、基準等検討ワーキンググループの報告、事業計画の構成内容、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについてご協議いただきました。

基準等検討ワーキンググループからの報告については、座長から協議内容を報告いただいた後、各委員の皆様で意見交換を行っていただき、各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認していただきました。

また、事業計画の構成内容については、事務局案の5編の構成を基本にした上で、「第2編には、子育ての現状と子育て支援事業の状況について、必要な情報を精査して盛り込むこと」、また、「第4編には、基本理念を具体化する文言を冒頭に盛り込むべきである」という意見をいただきました。

次に、教育・保育の量の見込み及び確保方策については、事務局案を西宮市子ども・ 子育て会議としてご承認いただきました。

最後に、13事業の量の見込み及び確保方策については、「地域子ども・子育て支援拠点事業(子育てひろば)」、「放課後児童健全育成事業」、「一時預かり事業」及び「病児・病後児保育事業」についてご意見をいただきました。これら4点については、今回に持ち越した課題として、本日の議事(3)でご協議いただくことになります。

続いて、3ページをご覧ください。今回の協議事項をまとめています。

まず、議事(1)では、事務局から、私立幼稚園に対する意向調査の結果を報告します。 議事(2)では、第5回基準等検討ワーキンググループからの報告をしていただきます。 その上でご審議をいただき、利用者負担の内容について西宮市子ども・子育て会議とし ての検討結果をまとめていただきます。

最後に、議事(3)では、先ほども申し上げました13事業の量の見込み及び確保方策の うち、前回より持ち越しとなった4点について意見交換を行っていただきます。

ロードマップ等の説明は、以上です。

会長事務局から説明がありましたが、本日は3つの議事があります。

議事(1)の「私立幼稚園に対する意向調査の結果報告」では、調査結果について報告していただきます。

議事(2)の「第5回基準等検討ワーキンググループの報告」では、幼稚園園児募集が10月に迫っていることもあり、時間的には余裕がない中、早急な議論が必要であることをご了解いただきたいと思います。

議事(3)の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」については、 検討課題が残っていますので、その分の意見をまとめたいと思います。8月の子ども・ 子育て会議で事業計画を固めて、10月にはパブリックコメントを行うという段取りになっています。

前回と同様、議事事項が多くありますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願いします。

審議時間の目安としては、議事(1)を10分程度、議事(2)を80分程度、議事(3)を60分程度で、午後8時までという長丁場になりますが、そこで終了とさせていただきます。途中、区切りのいいところで10分程度の休憩をとらせていただきますので、よろしくご了解ください。

それでは、「議事(1)私立幼稚園に対する意向調査の結果報告」に入ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。

まず、調査の内容について説明します。

今回の調査は、国から実施するように指導されて行いました。これは、国の来年度予算の概算要求に使われると聞いています。

- (2)の調査の実施主体は、兵庫県と西宮市の連名とされていますが、実務的には市が実施しています。
- (3)の対象は、認定こども園を構成している幼稚園を含めた市内の私立幼稚園40園を対象に、7月11日までを期限としてご回答いただきました。ただし、今後、各園がこの回答とは異なる方針をとられることも可能となっていますので、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではないという形で実施しています。

ここで、参考資料 1 ページをご覧ください。これは、実際に私立幼稚園にお送りした 質問票です。

これらの質問に対する主な回答については、資料集4ページの「2.調査結果」に記載しています。資料集4ページにお戻りください。

私立幼稚園については、新制度に移行するか、しないかを選択できることになっていますが、現時点での意向としては、移行する園が7園、それに対して、検討中も含めて移行しない園が33園となっています。また、この33園に対する28年度以降はどうするのかという質問では、8園が移行する方向で検討しているものの、15園は状況により判断したいと回答しています。その理由としては、現時点で新制度についての情報が限定されており、新制度の全体像が見えないことから、新制度が始まった後の状況を見て判断したいということではないかと考えています。

なお、7月11日の時点で市のホームページに私立幼稚園の移行情報を掲載し、また、 委員の皆様にもお送りしましたが、市民向けの赤いパンフレットにも、同じ内容の「私 立幼稚園に関するお知らせ」を挟み込んでいます。

ただ、国が設定した質問票は、純粋な「検討中」という回答項目がないなど、各園が回答しにくいものとなっていましたので、市のホームページの私立幼稚園の移行情報が、 実際の最新の意向だと我々は理解しています。

資料集5ページをご覧ください。

これは、アンケートの結果から見える幼稚園の広域利用の状況を示したものです。

上の表は、西宮市外の子どもが西宮市内の私立幼稚園を利用している状況です。また、その下には、参考として、平成26年1月時点で西宮市内の子どもが市外の私立幼稚園を利用している状況をまとめています。おおむねそれぞれ500人程度の出入りがあるという状況です。

私立幼稚園に対する意向調査の結果報告の説明は、以上です。

会長 事務局から説明がありましたが、委員から追加説明をお願いします。

委員 よく「どうしてこんなにたくさんの園が新制度に移行しないのか」と聞かれま す。私の方からは、市から丁寧にご説明いただきたいとお願いしています。

まずは、制度が安定していない、不確定な部分が多いことから、子どものためにならない、保護者の安心にもつながらないだろうと各園が判断されていることが1つあります。

もう一つは、公定価格の試算ソフトが出回ってから、現在いただいている補助金の額

と比べると、新制度に移行した場合は給付額が減ってしまうこともあります。多いところでは、5,000万円ぐらい減ってしまいます。そういうところから、良質な保育の担保というところから始まった新制度に対して疑問が出ていることもあります。

これからいろいろと見直しがされるかもしれませんが、現時点では移行しないほうが 賢明だろうと多くの園が判断したということです。

移行する園としては、個人立の園と「新制度に移行すべき」と考えている園だと聞いています。

会長 私立幼稚園の現状のお考えについてご説明いただきましたが、何かご質問、ご 意見はありませんか。

### 〔発言者なし〕

会長 それでは、次の議事に移ります。

「議事(2) 第5回基準等検討ワーキンググループの報告」です。

座長から報告していただきます。

副会長 第5回基準等検討ワーキンググループの報告をします。

協議結果の報告の前に、ワーキンググループでの議事内容について、事務局から説明 していただきます。

事務局 参考資料集11ページをご覧ください。ここからは、第5回基準等検討ワーキンググループで使用した資料を、一部修正の上、再掲しています。

まず、公定価格の概要について説明します。

11ページの下のイメージ図をご覧ください。公定価格と利用者負担を踏まえた給付費の簡単なイメージを示しています。

「公定価格」とは、子ども1人についての教育・保育や地域型保育にかかる費用の額を算定するための基準です。公定価格のうち利用者が支払う利用者負担、保育料を除いた金額が、新制度における給付費になります。市町村では、国が政令で定める額を限度として、利用者負担額、保育料を設定することになります。

公定価格についてご留意いただきたい事項を、13ページの「(2)公定価格仮単価の位置付けについて」に記載しています。

現時点で国から公表されている仮単価の意味について説明します。

まず、「仮単価」は、施設・利用者が新制度への移行、事業展開にあたって判断材料とするために示された経緯があります。

公定価格の最終的な金額は、国における各年度の予算編成を経て確定することになります。したがって、新制度における最終的な公定価格は、秋以降から行われる国の予算編成を経て確定することになります。

また、子ども・子育て支援新制度の財源には、消費税の増税分が充てられることになっていますが、今回示された仮単価については、消費税の10%への引上げが行われた場合、その増税分が満年度化する平成29年度に0.7兆円程度の財源が確保されることを踏まえて作成された単価となります。したがって、29年度より前の27・28年度の公定価格については、各年度の国の予算編成を経て確定することになります。国からの情報によると、今回示された公定価格と現行の水準との間で平成27・28年度の公定価格の水準が設定されると聞いています。

「公定価格」の説明は、以上です。

次に、14ページをご覧ください。

まず、「利用者負担」について、国が示している基本的な考え方から説明します。

1点目は、新制度における利用者負担は、「応能負担」になります。この「応能負担」とは、それぞれの利用者が同じ施設及び事業を利用したとしても、利用者の世帯の所得に応じて利用者負担額が変わることを意味します。具体的には、所得に応じて階層が設定されており、各階層の金額、利用料金に差が設けられます。この考え方は、現行の保育所保育料の設定と同じ仕組みです。

2点目は、応能負担に関する階層区分を市民税で設定することが示されています。ただし、具体的な金額については、国では利用者が現在負担している利用料をもとに設定するとされています。その上で、5月末の段階で国から上限額のイメージが示されています。詳しくは、この後で説明します。

15ページをご覧ください。

ここからは、2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担についてです。

まず、15ページの表は、国及び西宮市における現行の利用者負担を並べています。特に本市で独自に行っている保育ルームと小規模保育の保育料については、保育所の保育料に比べて低い水準で設定しています。

16ページには、国が示す利用者負担の基準を示しています。これは、公定価格の仮単価とともに示された利用者負担の上限額のイメージです。階層区分をご覧いただくと、市民税額で階層が設定されていることがご確認いただけると思います。

「新制度における国が示す基準は利用者が現在負担している利用料をもとに設定する」という基本的な考え方のとおり、保育標準時間の金額は、現行の金額と同額に設定されています。その上で、保育短時間の金額は、保育標準時間の98.3%の金額に設定されています。保育標準時間と保育短時間を比較しますと、国の上限額のイメージではほとんど差が設けられていないことがご確認いただけると思います。例えば上から3つ目の「推定年収330万円以下」の階層では、2号認定子ども、3号認定子どもともに、200円の金額差しかありません。また、3号認定子どもの利用者負担では、施設規模の異なる保育所・認定こども園の施設型と、保育ルームなどの地域型保育事業で金額に差が設けられていない点についても、ご留意いただきたいと思います。

次に、17ページをご覧ください。

2号・3号認定子どもの利用者負担についての本市の考え方を示しています。あわせて、本日机上に配付した追加資料もご覧ください。

追加資料1ページの「現在の階層分布」を見ますと、保育所及び保育ルーム、小規模 保育事業において、D<sub>4</sub>階層以上に利用者の5割以上が分布しています。特に保育所では、 D<sub>4</sub>階層以上に60%以上が分布しています。

次に、追加資料2ページをご覧ください。

この表は、3歳未満児の保育所保育料について、近畿の政令市及び中核市と本市を比較したものです。西宮市の保育料は、特に所得の高い階層において突出している状況が確認いただけると思います。

以上の情報を前提として、参考資料集17ページにお戻りください。

まず、本市の考え方の白抜き 1、階層区分については、現行の本市の設定と同じく11階層で設定する方向で検討しています。

次に、17・18ページに記載している白抜き 5 及び白抜き 6 の表は、先ほどの国の上限額のイメージと現行の西宮市の保育料を保育標準時間に当てはめた金額で記載しています。

また、保育短時間の金額は、国が示している保育標準時間の金額から保育短時間の金額への減額率を本市の現行保育料に乗じて算出した金額を記載しています。

したがって、西宮市の欄に記載している金額は、現行の水準をもとにしたイメージと して示しています。

本市の考え方としては白抜き 2 にあるとおり、表の金額から利用者負担額を引き下げる場合には新たな財政措置が必要となるので、他都市と大きな乖離が生じている比較的所得の高い階層を軸として、表に記載している利用者負担額から引き下げる方向で検討したいと考えています。

なお、現時点では引き下げる階層を特定していませんが、引下げのために必要な予算額と他市の状況をより詳細に分析した上で検討を進めていきたいと考えています。

次に、白抜き3ですが、国が示す3号認定子どもの利用者負担額は、施設型保育給付と地域型保育給付との間で利用者負担額に差が設けられておらず、価格設定は1種類のみとなっています。しかし、本市においては、地域型保育事業に相当する保育ルーム等の利用者負担額は、設置基準や利用条件が認可保育所と異なるため、認可保育所の利用者負担額より低く設定してきた経緯がありますので、地域型保育事業の利用者負担については、施設型給付とは別の利用者負担額を設定する方向で検討したいと考えています。

さらに、家庭的保育事業においては、国では保育標準時間と保育短時間の公定価価格が同額とされていること、また、保育所等の施設型に比べて少ない人員体制で運営している地域型保育事業については、事務負担の軽減を図る必要があることから、地域型保育事業における保育標準時間利用と保育短時間利用を同額で設定したいと考えています。

2号及び3号認定子どもに係る利用者負担については、以上です。

次に、参考資料集19ページからの1号認定子どもの利用者負担について説明します。

まず、19ページには、西宮市における現行の利用者負担額について記載しています。

公立幼稚園における現行の保育料は、すべての利用者に対して一律の月額9,600円と定められています。ただし、低所得世帯の負担軽減を図るため、階層区分を設けて保育料の減額もしくは免除をする運用を行っています。

私立幼稚園の保育料は、月額1万7,000円から3万円の間で独自に設定しています。さらに、保育料のほかに、3万円から13万円の間で各園が入園料を設定しています。

また、私立幼稚園に通園している子どもの保護者に対しては、その世帯の収入の状況に応じて、市から就園奨励助成金を受けることができる場合があります。

次に、20ページをご覧ください。

上段には、国が示す利用者負担の基準を記載しています。

これも、先ほどの2号・3号認定子どもと同様に、公定価格の仮単価とともに示された利用者負担、保育料の上限額のイメージです。記載している金額を上限として、市が 具体的に利用者負担額を設定することになります。 ここで、追加資料3ページをご覧ください。

この表を見ますと、私立幼稚園及び公立幼稚園においては、第 階層、第 階層に 85%を超える方が分布しています。

以上の情報を前提として、参考資料集20ページにお戻りください。

中ほど以降に1号認定子どもの利用者負担についての本市の考え方をお示ししています。

まず、前回のワーキンググループでは、白抜き 1、階層区分について、現行の本市の就園奨励助成金では7階層に設定していますが、新制度では国の基準と同様の4階層とする方向で検討することをお示ししました。しかし、階層についてはもう少し増やすべきだというご意見がありましたので、今、階層を増やす方向で検討を進めています。

次に、公立幼稚園の利用者負担については、施設型給付費の財源がすべて市町村の財政負担となることから、国としては利用者負担額を定める予定はないと示されています。

その上で、ワーキンググループでは、白抜き2にあるように、現行の本市の公立幼稚園では、減免制度によって実質的には応能負担が実施されていることから、新制度においても、世帯の所得に応じた応能負担として、私立幼稚園と同様の階層で保育料を設定したいと考えています。

ただし、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とするのか、別額とするのかについては、現在検討を進めています。

20ページの下段には、国が示す基準と本市における平成25年度の実質的な負担の平均額を並べて記載しています。実質的な負担額は、各私立幼稚園の保育料から就園奨励助成金を控除した平均額となっています。

これらの資料などをもとに、今後具体的な利用者負担額の設定を検討したいと考えていまして、ワーキンググループではそういう説明をしたところです。

説明は、以上です。

副会長 私の方から補足します。

資料集6ページをご覧ください。第5回ワーキンググループで協議したことを簡単に まとめています。

前回のワーキンググループでは、利用者負担について主に協議しました。

まず、6ページの2号認定及び3号認定子どもの利用者負担については、事務局案のとおり意見集約がなされましたが、特に階層区分と保育料の引下げについて多くの時間をかけて協議しました。

「出された意見」にもあるように、階層区分では、「あまり細かく階層を分けると複雑になり過ぎる」との指摘もありましたが、「所得が上がることに伴う保育料負担の急激な増加を抑える必要がある」という意見にまとまりまして、事務局案どおり、現行の11階層を維持する点を確認しました。

また、保育料の引下げについては、「消費増税によって家計の負担が増したにもかかわらず、保育料の負担が増加することは避けた方がいいのではないか。若い世帯は家計が苦しい」という意見もありましたが、ただ安ければいいというわけではなく、財源には限りがありますから、あまり保育料を引き下げて保育にかける経費が目減りすることになれば、保育の質が低下することになるので、「保育の質を担保する費用をどう確保

するかという点もあわせて検討すべき」という意見がありました。

また、「これから具体的な金額を設定する中で、市民が納得できる説明を十分にする必要がある」という意見がありました。新制度が始まることで、子育て支援基盤が充実するという期待は非常に大きくあります。しかし、実際には、幼稚園から認定こども園への移行もあまりなく、国から示された単価も、利用者負担が大幅に下がるようなものではありません。いろいろなものが現状より少しは改善されていますが、保護者の期待を裏切るようなものにならないように、また、納得していただけるようなものにしていかなくてはいけないということです。

私があえて事務局に厳しい意見を申し上げたのは、当日、事務局の方から、「西宮市は所得階層の高い層の保育料が他市に比べて非常に高いので、そこを引き下げたい」という説明がありましたが、本日配られたような他市と比較するような資料は、用意されていませんでした。ですから、「他市と比べて高い」と言われても、どれぐらい高いのか、どこがどうなっているのかが全くわからない状況で議論がスタートしました。座長の私がお聞きしましたら、口頭ではご報告がありましたが、ワーキンググループのメンバーが、西宮市の現状はどうなっているかを踏まえながら効果的な議論をすることに非常に難しい状況がありました。時間もかかりました。

ですから、ぜひお願いしたいのは、何を議論するか、その議論に対してどのようなデータが必要で、委員が事実に基づいてちゃんと充実した議論をするためにはどのような材料が必要かをご検討の上、会議の準備を進めていただきたいと申し上げておきたいと思います。

次に、1号認定子どもについてです。1号認定子どもとは、保育の必要のない、主に 幼稚園を利用する子どものことです。

これについても、いろいろと意見が出ました。

特に階層区分です。2号・3号認定子どもに関しては、国の階層区分をさらに細かくする形で11階層にしています。しかし、1号認定子どもに関しては、現在7階層のものを、事務手続がすごく大変なので国に合わせて5階層に少なくしたいという説明がありました。同じ西宮市の子どもなのに、2号・3号認定子どもに対しては、きめ細かく対応したいとして階層を増やし、1号認定子どもに対しては、手間暇がかかって大変だから階層を少なくしたいという説明がありました。これに関しては、委員から非常に多くの意見がありました。

公私同額の方向でしたいのか、したくないのか、よくわからず、教育委員会の方でも お考えがまとまっていない状態でワーキンググループに臨まれたようでして、今日のこ の会議でどの程度のお考えが示されるのか、私としては期待しています。

基本的には市の考え方に大きく反対するものではありませんが、いずれにしても、新制度は複雑です。特にその中でも、保護者の方が気にするのは、自分たちの負担がどうなるかです。就学前の子どもたちを同じように大事にするという高い理想のもとにスタートする新制度ですので、その考え方で、1号・2号・3号認定子どもの負担について、すべての市民が納得できるような説明をしていただきたいという非常に強い意見がありました。

これは、西宮市の責任ではなく、国の責任ですが、2号・3号認定子どもは、現行の

国の保育料の基準で利用者負担の表がつくられていますが、1号認定子どもに関しては、就園奨励助成金をさわらない形で基準の表を作成しています。もともと成り立ちが違いますので、1号認定子どもと2号・3号認定子どもでは、利用者負担の階層区分がずれています。今の段階ではいたし方ないとは思いますが、認定こども園においては、1号認定と2号認定の子どもたちが同じ施設にいることになります。しかし、所得階層の区分が違い、保育料も異なるという、大変ややこしい状況になってしまいます。これは国の基準がそうなっているわけですが、西宮市が市民の納得できる説明ができるかどうかも、委員として非常に関心を持っています。

以上、私からの報告とします。

会長 ただいま座長と事務局からワーキンググループのご報告をいただきましたが、 まず、2号・3号認定子どもの利用者負担について議論をし、その後、1号認定子ども の利用者負担の議論と、区切って進めたいと思います。

まず、2号・3号認定子どもの利用者負担について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

非常に複雑な仕組みですし、数字が絡んでいますので、なかなか理解が難しいと思いますが、どういうことでも結構ですから、お願いします。ワーキンググループに参加されていた委員の方も追加で何かありますか。

資料は、資料集6・7ページに2号・3号認定子どもの利用者負担に関するワーキンググループでの議論の内容が出ていますし、参考資料集では、15から17ページになります。17ページには、「市の考え方」として事務局から説明のあった白抜き1から5があります。これが今回、ワーキンググループを経過した後に事務局から出された案になるわけです。特にこのあたりについてご意見をいただきたいと思います。

特に、11階層の方向でいくこと、利用者負担額を引き下げる階層をどこにするか、保育ルーム等の利用者負担額をどうするか、こういったことに対する市の考え方について、細かい金額の問題ではなく、方向性について議論したいと思います。

委員 質問ですが、参考資料集16ページの「(2) 国が示す新制度における利用者負担の基準」のところで、保育標準時間と保育短時間で分けることが示されています。これは、どうして分けることになったのか、詳しく説明を聞きたいと思います。標準時間は11時間ですが、「標準」という名前に対して11時間は長いなと思いましたし、「短時間」は8時間で3時間も差があるにもかかわらず、利用者負担額が何百円の差というところも、国の考え方を教えていただきたいと思います。

事務局 新制度は、保育の必要性を認定する制度になります。その中で、11時間までの利用が可能な「標準時間」と、市の方で設定する「原則保育時間」の中で必要な保育が満たされる方については、8時間以内の「短時間」で認定するという新たな区分認定が始まることに伴って、こうした保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料の2つを示すことになったものと理解しています。

会長 文言の問題もありまして、受ける印象が少し違うということだと思うのです。 8時間の「短時間」のほうが「標準」のような印象を受けるということですね。

委員 そういうこともあります。

会長 国は、我々とは少し違う認識でいるようです。

委員 利用する側としては、「短時間利用」という割に8時間ですから、結構フルタイムな利用時間だなという印象がありますし、それと金額のことです。

会長 金額の差について、何か補足の説明はありますか。

事務局 利用者負担、保育料については、一見してわかるように、ほとんど差がありません。ただ、施設型給付の給付費を計算する上での公定価格においては、実はもう少し差がつけられていますので、各施設にお支払いする金額には影響してくるのかなと考えています。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 利用者負担引下げの考え方のもう一つの視点として、今、国も少子化対策に全力を挙げている中で、少子化の要因の一つに経済的な負担が重いことが指摘されています。資料集6ページの「出された意見」の 、「一番分布の多い $D_4$ から $D_6$ の階層の保育料を引き下げるべきである」という意見に対して、その額をどうするかは別ですが、「利用者の経済的負担ができるだけ重くならない」という視点で保育料の軽減措置を考えていただきたいと思います。

もう一点は、近畿の他市との比較で、兵庫県の中を見てみると、3歳未満児のD<sub>8</sub>階層が9万8,800円で、西宮市が突出しています。このあたりも考えていく必要があると思います。夫婦合算で年収1,130万円、税金もそれなりに負担している上に、保育料も高い負担というのは、やはりもう少し考えていただきたいと思います。

これらは、「子どもを育てていく上での経済的負担の軽減」という視点で、特に少子 化の視点からも考えていただきたいと思います。

会長 今のご意見は、ワーキンググループでは「D₄からD<sub>6</sub>階層の部分を引き下げる」という意見が出ていますが、それよりも、もう少し上と下の階層を対象にしたらどうかというご意見ですね。

委員 特に収入の多い階層は、税金と保育料の二重負担になっていますから。

会長 D<sub>s</sub>あたりのことをおっしゃっているのですね。

委員 はい。

事務局 追加資料の2ページをご覧いただきますと、阪神間は全般的に高い状況にありますが、その中でもさらに高いことから、今後検討していく中では、財源的なことも加味しながら、9万8.800円や7万9.200円あたりを主に考えていこうと思っています。

会長 今、委員から、白抜き2の利用者負担額の引下げの対象階層について新たな意見をいただきました。

白抜き1の階層区分については、11階層の方向となっています。白抜き3、4を含めて、ほかにご意見はありませんか。

委員 白抜き2に関する追加の質問です。

他市との比較が本日出てきたので、今見ているのですが、「収入の多い階層で」という方向については、税金もたくさん払っているのに二重負担になっていることはわからないでもありません。たしか本市の場合、11階層のうち利用者が多いのは $D_6$ と $D_4$ だったと思います。その階層も、他市と比較して少し高いように思うのですが、そのあたりの是正はどのように考えていくのでしょうか。その階層でも、「大きな乖離が生じない水準を目指し」に入るのでしょうか。そこが大きな差なのかどうかわからないのですが、

そのあたりもプラスして説明していただければありがたいです。

事務局 具体的に「この階層を下げます」というよりも、全体的に市として乖離していることを判断した中で引き下げていくことを考えています。

ですから、分布で多い・少ないというよりも、乖離が大きい階層を是正することを考えています。

委員 他都市と比べて金額的に突出して高い階層だけをとりあえず今は考えているということですか。

事務局 そうですね、乖離しているところを是正していくことを今は考えています。 委員 わかりました。

会長 利用者の人数、パーセンテージは、追加資料の1ページに階層別に示されています。階層の分け方も、必ずしも均等割りになっているわけではありませんので、数字からはなかなか読みにくいところではありませんが、方向性の問題ですね。ワーキンググループから出た方向性と奥野委員が言われた方向性は少し違いますが、今日ここで決めなければいけないわけではありませんので、そのことを踏まえてご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

委員 今回の新制度は保育の質を担保することを大きく掲げていますから、運営経費が目減りして保育の質が下がることはもちろんいけませんが、利用しやすくすることを考えれば、利用者負担、保育料が値上げになってしまうことは避けなければならないのではないかと思います。わずかだとしても、利用者が「負担が減った」と実感できるような制度でなければならないと思います。

会長 具体的に階層の話ではなくて、全体としての話ですね。

委員 そうです。どこがということではないですが、若い人たちが利用しやすくなることを考えれば、その人たちが多く分布している階層を引き下げることを考えたほうがいいのではないかと思います。

会長 ほかにいかがでしょうか。

### 〔発言者なし〕

会長 それでは、1号認定子どもの方に移らせていただきます。関連するところもありますので、2号・3号認定子どもの方に戻っていただいても結構かと思います。

1号認定子どもの利用者負担については、市の考え方では、階層を5階層にし、公立 幼稚園の利用者負担を応能負担にしていくこと等々が事務局から示されまして、座長か らは、2号・3号認定子どもとは扱いが少し異なっていることをご指摘いただきました。

国が示している方向性でいくと、1号認定子どもも、2号認定子どもも、同じ方向性で施設を利用することが制度的に可能になりますが、同じ年収であっても階層が違い、利用者負担額が違うというゆがみが起きていることは、非常に難しい問題です。ここでは、「西宮市はこういうふうにあるべきではないか」という方向性について、このままの方向性でいいとするのか、もう少し修正の余地があるのではないか等のご意見をいただけたらと思います。

委員 1号認定子どもの階層区分については、先ほど座長から説明があったように、同じ年収で同じ園にいながら階層が違うことは、利用している方にとっては納得できないのではないかと思います。ですから、今すぐではないとしても、行く行くは同じ階層

が設定できるような方法がないのかと思います。具体的に技術的にどのようにするのかは、私にはわかりませんが、同じ考え方で、同じ利用料金で西宮市の子どもを見ていくことができれば一番いいのかなと思います。長く時間はかかっても、公立も私立も、保育所も幼稚園も、同じ西宮市の子どもを育てるという意味で考えていければいいのではないかと思います。

会長 今すぐではないけれども、将来的にどこかの時点で同じような階層、利用者負担額になるように目指していくべきではないかというご意見が出ました。

数は多くないですが、西宮市内にも認定こども園はあるわけですから、現実的にそういうことが起きるかもしれません。現在、市内のいろいろなところで市は説明会を開いていますが、参加される方が非常に多くて、質問の多くが利用者負担についてだとも聞いています。

私たちも今すぐには結論を出せないのですが、もう少しご意見をいただいて、それを 事務局の方で受け止めて方向性を出していただきたいと思います。

ほかにご意見はないでしょうか。

委員 私も、今の久城委員のご意見に賛成です。例えば、働いていなくて1号認定で子どもを幼稚園に入れていた方が、市民税の所得割額21万1,201円以上の世帯であれば、新制度では月額保育料は2万1,200円ですが、働き出して2号認定になると、収入は少し上がっただけだとしても、急に保育料が上がることになってしまいます。もちろん預ける時間は違いますが、「同じ施設で同じ教育・保育を受けているのに……」というところが出てきて、「働くのは損」みたいになって、女性の社会進出の意欲を妨げるような制度でもあるのかなと思うのが1点です。

現行の社会保障制度の中で、年金もそうですが、男性が働いて、女性が家にいるところに税の分配が手厚くて、2人で働いている世帯とシングルの人には税の恩恵が少ないことも統計的に出ていますから、ここのところを考えてみなければいけないと思います。ですから、方向性としては、この差を縮めていく、あるいは同額に近くなるようなことが必要なのかなと思います。ただ、それは、高くすればいいというわけではなく、納得のいく金額という方向が必要ではないかと思います。

1号認定子どもについてはそのように思ったのですが、2号・3号認定のところでは、 まだ迷っていることがあります。

参考資料集18ページの現行をもとにしたイメージの表で、地域型保育事業の利用者負担と認定こども園・認可保育所の利用者負担に差がある理由として、設置基準や利用条件が認可保育所と異なることと、本市では待機児童の解消のために地域型保育事業が必要な役割を担っていることがあって、地域型保育事業については安くしていると書かれています。しかし、この差はかなり大きいと感じます。

それと、既に議論したことですが、地域型保育事業においては、保育士が必置でなくてもいいとなっていたりします。地域型保育事業が悪いとは言いませんが、条件さえ合えば地域型保育事業を利用する方が経済的な負担は非常に少なくて済むようになっていますから、金額だけでここを選択することが起こらないのかと少し心配です。17ページに書かれている市の考え方を全く否定するものではありませんが、この金額の差は妥当なのか、私もまだ整理はできていなくて、迷っているところです。そのような感想を持

ちました。

会長 2つのご意見をいただきました。

後半の部分は、後で事務局に説明いただこうと思いますが、前半の部分は、もう少し この差を埋める方向で検討すべきではないかというご意見ということでよろしいですね。 委員 はい。

会長 後半の、18ページの3号認定子どもの地域型保育事業と認可保育所の金額の差について、もう少し補足説明をしていただけますか。

事務局 西宮市では、地域型保育事業として保育ルームと小規模保育事業を実施しています。この地域型保育事業の利用者負担額が低くなっているのは、利用いただいている時間が少ないことと、この金額には給食代が含まれていないことがあります。その金額は、施設によって異なりますが、給食を実施している施設においては、5,000円から1万円の間で、保育料とは別に施設に納付いただいている現状があります。

ただ、新制度に移行しますと、給食を実施しなければなりませんから、給食代込みの利用者負担を設定することになろうかと思います。そういう面で、少し安いという印象を受けられるのかなと思っています。

さらに、現状、保育ルームと認可保育所とでは保育料に差がある中では、やはり別の 保育料体系で設定したいと考えているところです。

会長 別の体系というのは、地域型と施設型では別の保育料ということですか。

事務局 2つの保育料体系で運用していきたいと考えています。

会長 ただ、給食代を含むことになると、この表の額とは違ってくるということですね。

事務局 このイメージの表には現在の保育料だけを入れていますので、今後、給食代 込みの金額を設定していくことになります。

事務局 現状ある保育ルームと小規模保育についても、この料金体系で運用していますので、新制度になっていきなり値上げになることは避けなければいけないと考えています。

会長 意見としては、環境など諸状況の関係もあるから差があるのは仕方がないが、 総論的には、この差を埋めていく方向性が大事ではないかということです。

もう一点、ワーキンググループでは公立幼稚園の利用者負担について非常に時間をかけて議論していただきまして、座長の方からも、教育委員会としては今後どうしていくのかのお考えを示してほしいと言われていました。参考資料集20ページの「市の考え方」の白抜き4にも、末尾に「今後検討する」とあります。現時点でのお考えを聞かせていただいた上で、こちらの方で少し議論させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 公立幼稚園の利用者負担について、前回のワーキンググループでいろいろと ご意見をいただいたことを踏まえて、少し説明したいと思います。

本市の公立幼稚園の保育料は、一律月額9,600円ですし、そこから所得階層によって免除や1,200円から4,800円の減額があることを考えますと、国が示している1号認定子どもの利用者負担の基準とは大きな差がありまして、利用者の負担が現状よりも大きくなってしまいます。

ただし、新制度の中では、利用者負担額については、第2子は半額、第3子は無償となるというこれまでの定額とは大きな違いがありますから、そこでも条件が変わってきます。

国が示している基準は私立幼稚園を想定したものでして、公立幼稚園の利用者負担については、それぞれの市町村において、現行の利用者の負担水準を踏まえながら、新制度への円滑な移行の観点や、公立施設の役割や意義、幼保または公私間のバランスなどを考慮しながら判断すべきであると国は言っています。

公立、私立を問わず、1号認定子どもに係る施設型給付の利用者負担は、新制度の大きな趣旨からいえば、できるだけ格差を生じさせないことが必要であると考えますが、現在、他市においても、公立幼稚園の利用者負担をどのような金額にするかのさまざまな議論がされています。

前回のワーキンググループのときには同額の方向で検討したいと申し上げましたが、 現在のところ、結論には至っていない状況です。

阪神間の他市の状況を聞き取り調査しますと、公立・私立同額の方向で検討されている市が4市、それに対して、公私別の金額を検討されている市も4市ありまして、まだ方向が分かれている状況になっています。もう少しお時間をいただかなければいけないかなと考えています。

会長 そういう説明ですが、もう少しといっても時間の限度がありますから、教育委員会から資料を示していただかないと議論のしようがありません。8月の次回会議まであと1カ月ですね。前回ワーキンググループでも、資料集7ページの「概要」の白抜き2、3にあるとおり、「明確な説明が聞きたい」、「具体的な材料を示すことを求める」という意見が出ています。今の教育委員会の説明の「時間をいただきたい」ということですと、これ以上前に進まないことになるのですが、事務局としてはどうするおつもりですか。

事務局 まず、公立幼稚園の利用者負担額の前に、新制度に移行する私立幼稚園のことを踏まえて、1号認定子どもの利用者負担の方向をきちんと示さなければいけないと思っています。そのことと公立幼稚園の利用者負担をそこに合わせるかどうかの議論を分けて考えさせていただく必要があるかなと思います。

階層についても、前回のワーキンググループの中でもいろいろとご意見をいただきました。座長からもお話しいただいたように、国が示している5階層は、現在の就園奨励助成金の利用者負担の水準をそのまま新制度に移行した形になっているので、保育所の保育料の階層や金額との調整を厳密に行っていなかったことが現状としてあります。

そのこともあり、前回のワーキンググループの中では、「基本的には国の5階層を基本にして検討する」とお話ししたのですが、ご意見も踏まえて、本市としては、これまで就園奨励助成金で実施してきた7階層を使って、まず、1号認定子どもの利用者負担を基本的に考えていきたいという方向に変えようと思っています。

会長 階層についてはわかったのですが、利用者負担については、よくわからないで す。

利用者負担について、今後、事務局として、格差を是正する方向で資料を出していた だけるのか、方向性を示していただけるのか、それとも、今の時点では全く出ないのか、 そこはどうですか。

事務局 1号認定子どもに関する資料は、今の段階では、参考資料集21ページにある 国の基準と私立幼稚園の実際の負担額の平均の部分しかお示しできないのが現状です。

会長 ということは、今後も資料は出てこないということですか。これ以上のものに はならないのですか。

事務局 そうですね。利用者負担額について、最終的にいつまでに決定しなければいけないかということになりますが、9月には公立も私立も募集要項を作成しますので、8月末ぐらいまでには一定の方向を示す必要があるとは考えています。ただ、最終的な金額の決定については、予算編成や条例改正等の必要がありますので、年度末になる予定になります。

会長 ということは、このままでいくと、言葉は悪いですが、見切り発車のようになるということですか。公私の差があるままで新制度をスタートさせて、市民に向けて説明していくということになるわけですか、我々としては、座長も再三言われていますが、議論のしようがないですね。

事務局 大きなところでしゃべってしまうともとに戻るとお叱りを受けるかもしれませんが、座長から、前回からの課題としてお話をいただきました。

1つは、階層の問題です。階層は、最初は国の階層を根拠にご説明しました。これを今日は、委員の皆様方のご意見等も踏まえて、少しでもきめ細かくしたいので、7階層にすると申し上げました。ただ、きめ細かくするのなら、11階層になれば2号・3号認定と同じになるのではないかというお考えもあるかもしれませんが、財源確保の問題が絡んできます。11階層にするためには、教育委員会の中だけではなく、副市長等にもしっかりと伝えて、財源の確保をしなければいけなくなります。

公私を同額にするかどうかについても、公私間の是正ができればいいとは考えています。委員の方からも、「差を埋めていく」というお言葉が何回か出ていますし、教育委員会としても、公私間で格差をつけるという考え方には、今までも立っていません。しかし、公私間を同額にすることのお示しが今の段階ではできません。そこのところは、公私間のバランスも考えて、市民に対して納得していただける説明ができるものが必要だと考えています。考慮・判断する材料として費用をしっかりと確保して、見込みを持ってお示しすること、あるいは公私にわたるそれぞれの役割、教育・保育の役割、そして、教育・保育の時間の問題、さらには、先ほどご指摘がありましたように、1号認定から2号認定に移る、2号認定から1号認定に移る、そのときに額がどうなるのかもただいま検討しています。

スケジュール的には、8月の終わりに一定お示しする考えに沿ってはいます。ただいまは、そういう事情でぎりぎりのところでしていますので、今日は、ご意見をしっかりと受け止めて帰りたいと思っています。

会長 ということは、8月25日の第7回子ども・子育て会議で決めなければいけないのですが、そのときに、根拠資料を出していただいて、教育委員会として方向性を示していただけると受け止めていいのでしょうか。

事務局 はい、今はそのスケジュールでこちらの方は進んでいます。

事務局 教育委員会から報告がありましたが、次回の子ども・子育て会議が8月25日

で、それまでは基準等検討ワーキンググループの開催を予定していません。ですので、 プレの議論がないまま25日の会議の中で提案されることに、委員の皆さん方はご不満を 感じておられると思いますので、そこについてご意見をいただきたいと思います。

例えば、正副会長にご説明した上で少し判断を仰ぐであるとか、少し早目に教育委員会からの提案を書面でご提示するとか、そういった形で、ワーキンググループを開催しないまでも、25日の子ども・子育て会議で議論していただけるような資料をご提示するとか、今申し上げた中で何か方法がありましたらご協議いただきたいと思います。その上で、もしワーキンググループの開催が必要であるとなれば、これもご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

会長 スケジュール的なことで言うと、正副会長で判断することは避けたいと思います。やはり任命されたワーキンググループの委員の方にご意見をいただいて、この会議で議論するのが筋道ですので、開いていただくかどうかは別として、やはりワーキンググループの委員の皆さんの意見を集約するところは押さえていただきたいです。ということは、子ども・子育て会議の前に、事務局案と資料をワーキンググループの委員の皆様方に示して、ご意見をいただくことを前提にさせていただきたいと思います。その上で必要であれば、正副会長で協議することもあろうかと思います。

副会長 ここは議会ではありませんし、最終的に保育料の額をどうするかについては、 副市長と財源を検討した上で、それこそ議会で議員の方々と話し合って決められること だと思います。

ここは新制度を議論する子ども・子育て会議ですから、私どもが一番心配しているのは、市がどういう考え方をするにせよ、市民が納得できる説明ができるかどうかなのです。100%の人が満足する結論はありません。安ければいいというものでもないし、市の財政が大変だからたくさん保育料を取るということにもなりません。どういう方向性を出しても賛否両論があります。その中で、もちろん反対の人もいるでしょうし、それでいいという人もいるでしょうが、いずれにせよ、市としてはっきりと、「自分たちはこういう価値観で、これを大事にするから、こういう線でこれをやった」ということをご説明できる準備ができるかどうかを心配しているわけです。そのためには、市民の方の意見を聞くチャンスも少ないですから、市民の代表である議会に出すもののもとをつくるために、「市のその考え方はいい」とか、「ここはちょっと弱いけれども、こうしたらもっとよくなる」など、まずはいろいろな意見を言うのがこの子ども・子育て会議だと考えています。普通はそれが筋ですので、それができるのか、やっていただけるのか、8月25日にはお出しになると思いますが、練れたものが出るのかなと思います。

事務局 今回の議論については、ワーキンググループの日程調整もありますが、一度、 座長と相談させていただいた上で、どうするかを判断させていただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

会長 ワーキンググループの委員の方々のご意見をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。この時期ですから、集まっていただくこともなかなか難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

### 〔発言者なし〕

会長 それでは、公立幼稚園の利用者負担の問題、公私間格差の問題については、8

月25日の子ども・子育て会議の前に事務局の方から一定の材料と方向性を示していただいて、ワーキンググループの委員の皆様方の意見を事前に確認した上で、子ども・子育て会議に臨む、その調整については座長に一任していただくということにしてよろしいでしょうか。

#### [「はい」の声あり]

副会長 私が一人でできるかどうかわかりませんので、もし判断に迷った場合は、皆様方のご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

こんなことを言うのは申しわけないのですが、ワーキンググループや子ども・子育て会議の日程は、市の方が目標を定めてお決めになりました。おわかりだと思いますが、8月25日が9月市議会に条例案を提出するデッドラインになりますので、私は、今回の会議である程度の方向性を示していただくのが筋ではないかと思いますし、議会ではこういうことは許されないと思います。

どうぞよろしくお願いします。

委員 ややこしいことを言ってしまうかもしれませんが、私立幼稚園の就園奨励助成金の支給金額が参考資料集19ページの下に出ていまして、7階層になっています。ただ、これは、「夫婦と子ども2人のモデル世帯の第1子の場合」となっています。私も前年度まで就園奨励助成金を支給していただいていましたが、就園奨励助成金は、第2子、第3子で額が違っていたり、上の子が小学3年生よりも上かどうかでも額が違ってきます。そういうことがここには一切書かれていません。2号認定子どもや3号認定子どもの利用者負担の場合は、第1子、第2子で違いはないのに、就園奨励助成金に関しては、第2子、第3子、また上の子が小学3年生以上か以下かで変わります。その理由が全くわからないので、公私の格差の話の前に、そのあたりも詳しく説明いただければと思います。

会長 それは、この場で説明いただいた方がいいということですか、それとも、次回に公私間格差がテーマになりますから、そのときに資料を出していただいてもいいですか。

事務局 就園奨励助成金の表については、かなり細かくなりますので、わかりやすくするために、モデル世帯の第1子のみを表にしていますが、実際はおっしゃるとおりで、第2子、第3子によって金額が違ってきます。

就園奨励助成金については、多子世帯への支援という目的もありまして、第1子から第2子、第3子に向かって保護者負担が低くなるように、就園奨励助成金が多く支給されていく制度になっています。文部科学省が限度額として単価を示してきているのですが、文部科学省としての少子化対策であったり、多子世帯への支援という目的があって、設定が変わってきています。西宮市においても、それを踏まえて制度を実施しています。

事務局 なかなか複雑な制度ですから、口で説明しただけではわかりにくいと思いますので、次回にはそのあたりもわかるような詳細な資料をつけるようにしたいと思います。

会長 この点は、今ご質問いただいたから新たにわかったことですが、ぜひ次回に資料をしっかりと揃えて提出いただきますようにお願いします。

時間が押してきていますので、ここで一旦休憩したいと思いますが、その前に、今の

方向性だけを確認します。

1点目は、1号認定の階層区分に関しては、参考資料集20ページに事務局案の数字は出していただいていますが、2号・3号認定と差が開き過ぎないように細かく階層を設定していただく、もしくは今後かなり差が埋まるような方向性を示していただくことです。

第2点は、公私の格差については、ワーキンググループにご苦労をおかけしますが、 事務局が示した資料をもとにしてご検討いただいた上で、ぎりぎりになりますが、8月 の子ども・子育て会議で協議することにしたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

会長 それでは、ここで10分ほど休憩しまして、その後、議事(3)に入りたいと思います。

〔午後6時42分 休憩〕

〔午後6時52分 再開〕

会長 それでは再開します。

大変長丁場になって恐縮ですが、もう一つ議事がありますので、ご意見をよろしくお願いします。

「議事(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」です。

前回かなり議論をいただきまして、それを踏まえて事務局から資料をご用意いただきました。

13事業のうち前回から積み残しになっていました4つの事業について、1つずつ説明をお願いします。

事務局 資料集8ページをご覧ください。

ここからは、前回の会議でのご意見を踏まえて、改めて事務局で整理した4つの事業 の見込み及び確保方策について説明します。

まず、「地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)」です。

上段の点線の枠内には、前回お示しした量の見込み及び確保方策を記載しています。

前回、子育てひろばについて、確保箇所数やひろばの利便性についてさまざまなご意見をいただきました。

前回のご意見を踏まえた確保方策の考え方を説明する前に、本市の地域の子育て支援 事業について改めて説明します。

地域の子育て支援については、13事業に位置づけられる子育てひろばのほか、移動児 童館、子育て地域サロン、子育てサークル、NPO法人や民間事業者等が行う子育て支援、そして、保育所や幼稚園などの施設で行う子育て支援があります。

「子育てひろば」は、児童福祉法に規定された事業で、実施要件が法律等で定められており、現在、子育て総合センター、児童館、大学、保育所の合計15カ所で実施しています。

次に「移動児童館」は、主に0~2歳を対象に、子育てひろば等の常設型の施設がない地域に出向く出張型の子育てひろばで、子育て総合センターが実施しています。

次に「子育て地域サロン」は、西宮市社会福祉協議会が、地域福祉活動の一環として

公民館などの公共施設を活用して実施しており、この事業に対して一部市からも補助金を出しています。

次に「子育てサークル」は、子育て中のお母さん等を中心に、活動を通して子ども同士の交流や、お母さん方の子育ての不安感や孤独感を緩和するとともに、子育て力を高めることを目的としています。また、親同士が気軽に交流し、打ち解けた雰囲気の中で、子育てを楽しみ、お互いに支え合うサークル活動です。

次に「NPO・民間事業者等が行う子育て支援」は、講座・イベントから、商業施設 や自宅等を開放したサロンなど、多種多様な事業となっています。

最後に、保育所・幼稚園等では、子育て相談、園庭開放、体験プログラムや親子で楽しむプログラムなど、ほとんどの施設で地域の子育て支援を実施しています。

こうしたさまざまな場所や事業者によって、現在既に地域の子育て支援が行われ、西 宮市の子育て支援が支えられている状況にあります。

子育てひろばは、地域の子育て支援の核・中心となり、それぞれ行われている事業や施設との連携や支援を行い、親子の利用へつなげていく役割も担っていると考えています。

なお、子育てひろばの確保方策については、9ページにある点線の円が空白地域となりますので、この空白地域を中心に検討していくほか、商業施設が集積する阪急夙川駅や西宮北口駅周辺などの利便性の高い地域も含めて、公共施設の活用や、開設場所を含めた公募を行うなど、整備を進めていきたいと考えています。

そのほかにも、地域の子育て支援を充実していくために、子育て総合センターと子育 てひろばが核・中心となって、他の子育て支援活動に対し、情報・課題の共有といった 連携だけでなく、職員の派遣、イベント内容やプログラムの構築などの支援といったア ウトリーチの機能を充実していきたいと考えています。

また、子育てサークルなどに対しては、これまで行ってきたサークルの立上げ支援や研修・交流会の実施をさらに充実するほか、新たに活動場所の会場使用料の補助といった支援も検討していきたいと考えています。

「地域子育て支援拠点事業」については、以上です。

会長 事務局から子育てひろばについて方向性を示していただきました。特に資料集 10ページの白抜き 1 から 4 に市の考え方を示していただいています。

前回もかなりご意見をいただきましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 説明があったように、子育てサークルや民間の事業など、たくさんの子育て支援事業がなされていると思います。新制度の「地域子育て支援拠点事業」として給付の対象となるのは「子育てひろば」だと思いますが、いろいろなところで実施されている支援事業や、これまで積み上げてきた支援事業の情報が収集されて、うまく管理されて発信できれば、随分違うのではないかと思います。

1月に行われたワークショップに参加された方からも、スーパーなどにチラシを置いてほしいとか、これだけ多く実施されている支援事業の情報がすぐ手の届く場所で欲しいなど、多くの意見が出ていたと思いますので、その中心が子育てひろばになればいいと思います。

会長 今のご意見は、白抜き3と4のあたりですね。地域で手弁当のような形で実施していただいているところもたくさんありますので、市は、そういうところに対して、もう少し支えであったり、広報活動で支援をしていただくとか、そういうことが必要ではないかというご意見でした。

委員 私は、小さな子育てひろばを運営しているのですが、いろいろなところで子育て支援の活動がされていまして、それぞれの担う役割があると思いますので、うまく連携ができたら、「近くの地域にこういうところがあるよ」と言ってあげることもできるのになと思います。少しずつはされつつありますが、今はそれがなかなか難しいです。

うちのひろばは、2年半前に立ち上げたのですが、当初、近くまで来たけれども、たどり着けなかったという方が多かったのです。近くのスーパーや小児科さんにチラシを置かせてもらうために回ったのですが、なかなか受け入れてもらえない状況がありましたので、それぞれの役割を担いつつ、補助を受けている・受けていないに関係なく、情報を流してもらって連携がとれたらいいなと思います。

会長 今の「連携」については、「市の考え方」の白抜き3に「連携を強化していく」とありますが、ひろば自体の連携ですね。ひろば事業は、地域に密着して、地域の子育てを支えて、場合によれば子育て不安の予防の役割も果たしていただいていますので、ここにイメージは示していただいていますが、ネットワーク化というか、連携強化をぜひ方向として示していただきたいということですね。

委員 まず、子育てひろばについてです。

地域の子育てひるばは、土日の開催は検討しないのかと少し疑問に思っています。平日は、パパが仕事で家にいないので、出かけづらいというママの意見も非常に多く聞きますし、保育所を利用されている方も、同年代の子ども同士のかかわりを自分の目で見てみたいという方もよくおられます。ほとんどは土日に開館していなくて、日曜日は「あおぞら館」が開いていますが、そこまで行かないと行く場所がないのが現状ではないでしょうか。

また、以前も出ていましたが、子育てひろばには上の子を連れて行きづらいという点は、私も経験したことがあります。上の子はやはり動きが大きいので、0から2歳児が中心のところに行くと浮いてしまって、最後は足が遠のいてしまいました。

もう一つ、自主的な子育でサークルについて、現在は情報提供が主となっています。たしか以前は運営費の補助があったと思うのですが、今はなくなっています。ひろばは無料なのに対して、サークルは、場所代であったり、講師を呼ぶのにもお金がかかりますから、参加者の負担が出てきます。サークルの代表者会でも、その負担のために足がだんだん遠のいてしまうという話が出ていました。子育でサークルには、ママ同士のつながりが密になって、長い間ママ友として子育ての悩みを共有できる仲間づくりができるというよさもありますので、補助金を出してほしいというわけではなく、公民館を借りるときの支援などがあれば、もっと子育でサークルの利用者も増えるのではないかと思います。

会長 今の3点目は、市の方から示されたものを補強していただいた意見かなと思います。立ち上げの支援や場所代などの助成等をしていただけると運営がしやすくなるということですね。

委員 子育てガイドでも、自主的なサークルのことについて少しは触れていますが、 どういうサークルがあるかはなかなかわかりづらい表記になっています。ホームページ にも書いてはあるのですが、探しづらいのです。そのあたりも工夫していただければな と思います。

会長 先に意見を聞いて、それからまとめさせてください。

委員 土日開催の件については、子育てをしているスタッフもたくさんいるので、すべてのところでそれを実施することは現状難しいと思います。土曜日は「あおぞら館」、土曜日は「さぽさぽ」が開いていますので、先ほどの連携のことと関連しますが、「今日はこういうところでやっているよ」というような情報が共有できたらいいのではないかと思います。

兄弟関係については、私のところは場所的に小さくて、15組ぐらい来たらいっぱいになってしまいます。赤ちゃんがいて、2から3歳の子がいると、それぞれ安全に楽しく遊ぶためには、施設の広さも関係すると思います。そういうことも含めて、「こういう施設なら兄弟一緒に遊べるよ」ということがもっとみんなに知れ渡ったら、うまくいくのではないかと思います。

会長 いずれにしても、「連携」ということで、支援事業をされているところ同士で 情報交換をしていただくことで、適切な情報が利用者の方に届くのではないかというご 意見でした。

委員 子育てサークルについては、私もメールで「子育て世代目線の方策が出たらいいですね」と追加意見を出させていただきましたら、移動児童館や子育て地域サロン、プラス子育てサークルという形で出てきました。

この子育てサークルの35カ所というのは、どういうところでどのように把握された数字ですか。

副会長 同じようなことになりますが、最近、どこの地域でも、地域子育て支援拠点や児童館は、日曜日に開催する、つまりお父さんと一緒に遊べる場所を確保することが非常に重要になってきています。

西宮市の児童館は、それこそ小さい子から大きい子までがお父さんと行ける場所なのに、日曜日に閉じていますから、既存の施設を改善することも考えていただきたいなと思います。

育児休暇をとる人も増えていますし、育休中のお父さんもいたり、土日はお父さんが 育児をされていたりします。まさにそういう人たちが土日に地域子育て支援拠点に行っ て、子育ての仕方を習ったり、いろいろなことができるように、土日における役割分担 をどうするか、いろいろな考えていらっしゃるところがあります。

何回も言っていますが、先進事例がいっぱいあるのに、西宮市は、自分たちの既存の サービスを前提にしてしか考えていない。他市の先進事例やおもしろい事例を吸収して、 ここに持ってきていただきたいと思いますが、なかなか目新しいものがありません。

また、西宮市では、就学前の児童が、年に何回、月に何回、週に何回、子育てひろばに行って、地域の子育て支援が得られるような計算をなさっているのでしょうか。

委員 資料集9ページの実線の円が行き届いているところという説明でしたが、この 円は半径1キロで描いただけで、この中の人が利用しているわけではないのですね。私 の学校にもひろばがありますが、非常に遠いところからたくさん来られている現状があります。

それと、点線で円を描いて空白地域を示していますが、そこにつくることを優先するのか、それとも、より便利のいい駅の近くや商業施設につくることを優先されるのか、確認したいと思います。

それから、以前は、NPOや民間事業者、あるいはサークルに補助が出ていたのですか。出ていたらいいとは思うのですが、サークルがたくさんできたら、点線のところに新しく拠点をつくらなくても、子育て支援としては充実することが可能だと思いますので、そういう補助も復活されたらいいのではないかと思います。

それと関連して、質の問題です。例えば子育てのカリスマのような人がいて、「子育 てはこうでないと」という思想絡みのものができると、それに凝り固まった人が幼稚園 に入ってきて、少し困ることがよくあります。幼稚園や保育所には、指針や教育要領が ありますが、子育てサークルには、「いい子育てサークル」という基準が何もないので、補助を出すときには、市としてその質を見きわめる指針のようなものをつくられるつも りはあるのでしょうか。

会長 ご意見とご質問があって、事務局がすべてに答えられるかどうかわかりませんが、今までのご発言は、白抜き 3 と 4 に関係するものになっています。ほかに白抜き 1 と 2 についてはいかがでしょうか。

委員 白抜き 2 に関して、整備箇所としては、中学校区の20カ所となっていますが、あわせて利便性のいいところという説明がありました。「さぽさぽ」は、遠くからタクシーに乗り合わせて行かれる方もありますが、実際にはベビーカーを押して行ける距離が一番ありがたいと思います。利便性のいいところと空白のところをどのようにすり合わせるのか、それをお聞きしたいです。

会長 質問というか、今のはもう少し利便性を考えなければいけないのではないかというご意見ですね。

委員 行かれる方のですね。

会長 行かれる方によっては、好んでその場所に行かれたり、タクシーに乗ってでも 行きたい方もいらっしゃるので、そこは何ともしがたいところがあります。委員が言わ れたことと関係するご意見だと思います。

ほかにありませんか。

# 〔発言者なし〕

会長 それでは、事務局、答えていただける範囲で結構ですし、もし難しければまた 宿題にさせていただきますが、よろしくお願いします。

事務局 たくさんご質問をいただきまして、すべてにお答えできるかどうかわかりませんので、もし漏れていましたら、再度お願いしたいと思います。

まず、委員から、土日の開催についてご意見をいただきました。

児童館の開館当時と比べると、お母さん方の働き方の多様化やお父さん方の育児参加という観点からも、土曜日、日曜日の開館の要望があることは認識しています。すぐには難しいとは考えますが、検討はしていきたいと思っています。

ひろば同士の連携や情報提供・共有のネットワーク化を含めて、市の方では、子育て

支援拠点事業連絡協議会を設置しました。子育てひろばの方々にお集まりいただいて情報を共有する、そういう場もありますが、そのあたりの取組みも充実して、サークルの情報も市の方で集約して、利用者の方にわかりやすい情報提供に努めていきたいと考えています。

0から2歳児と3歳から小学校低学年の子どもさんが一緒に来られたときには、発達 段階によって遊び方も違うし、同じ部屋で遊ぶことは危険も伴うという現状は把握して います。提案もありましたように、「この施設は、4・5歳の子どもと0から2歳の子 どもの部屋を分けていますよ」という形で、情報提供に努めていきたいと思います。

同じように、子育てガイドに記載が不十分なことと、ホームページも探さないと見つけられないという点は、私どもも認識していますので、これからは、プッシュ型というか、それぞれのニーズに合った形で情報提供できるように、スマートフォンなども活用した形の情報提供にも努めていきたいと考えています。

|委員から、半径1キロの円についてご意見をいただきました。

これは、地域子育て拠点を中心として、単純に半径1キロの円を描いたもので、必ず しもここの地域から来られていることを表しているわけではありません。本当にただの 目安とお考えいただいたらいいのかなとは思います。

点線の円は空白地域で、この中心のあたりに拠点が必要かなと考えて、市として今後の拠点の拡大地域と考えているとお考えいただいたらいいと思います。

委員から、20カ所であれば、ベビーカーを押して行くには行きづらいというお話がありました。

20カ所の拠点の目標箇所数は、児童福祉法に規定された第2種の社会福祉事業で、実施する事業が定められている、いわゆる拠点となる施設とお考えいただきまして、それ以外にも、民間事業者やサークルなどがされているような場所も含めて、基本的にはベビーカー、自転車、徒歩等で行ける範囲、具体的には小学校区に1カ所という目標を掲げて、今後拡大に努めていきたいと考えています。

副会長から、全市のどこからどれぐらいの子どもたちが来ているのかを把握しているのかという質問がありました。

今のところ、詳細なデータは集計がとれていませんが、例えば子育て総合センターに 市外も含めてどの地域から、どの年齢の子どもたちが何人ぐらい来ているのかという情 報を収集するシステム構築を検討しているところです。

先進事例の活用についてもご意見をいただきました。

特に長岡市のような、屋外と屋内施設が合築したような施設という先進事例も全国的に調べたりはしています。西宮市でも、子育て総合センターと、少し場所は離れていますが、屋外施設のキッズパークを活用するなど、先進事例を参考に、利用していただきやすい施設を今後検討していきたいと考えています。

委員からの、サークルの35という数はどのような形で把握しているのかというご質問 については、子育て総合センター所長からお答えさせていただきます。

事務局 資料集8ページの下の表にある子育てサークルの35という数字は、子育て総合センターで活動しているサークルと、活動自体は公民館等、市内の別の場所でされているのですか、子育て総合センターのホームページの中に、子育てサークルとして登録

をするところがありまして、登録していただくと、サークルの交流会や研修を一緒に受けていただけるようにしています。ですから、子育て総合センターに登録していただいているサークルが35カ所ということです。

全く個人で活動されたり、登録をされていないところについては、その下の欄の「NPO・民間事業者等」の20カ所の中に含めています。

次に、副会長から、市の計画では、西宮市の子どもたちが何回ぐらい子育てひろばを 利用する計画になっているのかというご質問がありました。

0から2歳の在家庭の子どもの数がおよそ1万人です。月当たり1万9,400人を目標にしていますから、2回弱という形になります。

会長 時間が非常に押していまして、皆さんのご意見をいただきたいのですが、速度 を速めたいと思います。

今ご意見をいただいた中で大きな点は、市が20カ所にしようとしている子育てひろば 以外の実施主体との連携を強化して、情報の共有を図って、委員が言われたように、質 の担保を市としてしっかりと支えていくことが1点です。

2点目は、情報の提供ですね。関係しているところ同士の情報の共有も必要ですし、 市民の方々への情報提供をしっかりとしていただくことです。これを柱としてもう一つ 加えていただけたらと思いました。

3点目は、副会長が言われたように、拠点事業をされているところは、どの場所からどのぐらい利用者が来ているかの統計をとられているはずですから、そういうデータは既に市の中にあるわけです。それが集約できていないことが問題で、これは問題点なのです。しっかりと出していただかなければいけないことだと思います。そのあたりは、すぐには無理かもしれません。8月には間に合わないかもしれませんが、今後、計画を立てるときには数字を示していただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

委員 地域子育で支援活動を実施しているいろいろなところを支えたり、情報提供することはすごくいいと思いますが、少し気になったのは、子育で支援というと割と若いお母さんたちが飛びつくのを逆手にとって、特定の団体への勧誘が横行していますので、そういうところにひっかからないような情報も流さなければいけない状況なのかなと思います。「これは西宮市が進める子育で支援ですよ」ということがわかるようなものがあればいいのかなと思います。

会長 それでは、次に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 残りの3つの事業を一括して簡潔に説明していただいて、全体に意見をいただくようにします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 次に、資料集11ページの「放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)」です。

前回、低学年の量の見込みと今後の確保方策に係る考え方をお示ししましたが、今回は、高学年の量の見込みについても記載しています。

低学年の量の見込みについては、小学生になる前に放課後過ごさせたいと思っている場所と、小学生になった後で実際に過ごしている場所が異なることに着目して、5歳児を対象としたアンケートと就学児を対象としたアンケートの両方の結果を活用して、量の見込みを算出しました。

高学年については、5歳児を対象としたアンケート結果では平成31年度に2,197人、就学児を対象としたアンケートでも平成31年度に1,055人という、かなり高い結果となっていました。しかし、本市としては、高学年についても、低学年のときに過ごさせたいと思っていた場所と、高学年になったときに実際に過ごしている場所に違いがありますので、就学児を対象としたアンケートが実際のニーズより高く反映されているものと考えて、高学年の量の見込みを算出するにあたっては、高学年の子どもを持つ保護者のニーズに限定しました。

その結果が11ページ下段の表で、31年度の高学年の量の見込みは690人としています。 次に、資料集12ページをご覧ください。今後の確保方策です。

まず、留守家庭児童育成センターについては、前回の会議でも確認されたように、今後定員数を拡大していくことは難しい状況であることから、当面は、定員の弾力化で対応していくことや、公共施設などの有効活用なども含めて検討していきたいと考えており、高学年についても、施設の状況等を勘案しながら検討していきたいと考えています。

また、放課後の居場所として、留守家庭児童育成センターだけでなく、就労の有無にかかわらず受け入れる居場所、また、障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭に対するセーフティネットとしての居場所など、多様なニーズに対応した安全・安心な居場所を提供していくことが必要です。

そこで、各種放課後事業の役割や機能連携を生かした運営の一体化についても検討を 進めるとともに、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、全小学校での校庭開放事業の ほか、空き教室や社会教育施設などを活用した「居場所プログラム」の検討も進めたい と考えています。

次に、13ページの「一時預かり事業」です。

これは、一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とした事業を除く、保育所の 一時預かり、にしのみやファミリー・サポート・センターの事業です。

前回、家庭類型ごとに補正を行い、平成31年度の量の見込みは、年間延べ利用者数が5万4,353人になるとお示ししました。それに対して、地域ごとの需要を勘案する必要があること、また、保育短時間のニーズや認可外保育施設の利用実態も含めて検討する必要があることなどのご意見をいただきました。

まず、量の見込みについては、資料集13ページの中段、「(参考3)」をご覧ください。 認可外保育施設の一時預かり利用状況の推計です。

本市では、届出のある認可外保育施設に対して、毎年1回、監査を実施しています。 監査の状況の資料に基づいて推計したところ、年間延べ利用者数は2万3,820人と推計しています。これに、平成25年度の保育所の一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用実績を足しますと、合計で4万5,000人になります。

こうしたことから、量の見込みについては、認可外保育施設の利用実態も踏まえた見 込みとして、事務局としては、前回お示しした量の見込みで確定したいと考えています。 次に、確保方策です。

「(参考4)」をご覧ください。家庭保育所や保育ルームなどの空き枠の状況です。

年度の後半にかけて空き枠は減ってきますが、地域偏在、年齢偏在等により、1年を通して空き枠があります。また、保育所についても、地域や時期によっては定員を下回る状況にある施設もあります。

新制度における一時預かり事業では、定員に達していない場合、定員までの人数を一時預かりとして受け入れることができる「余裕活用型」が創設されましたので、こうした施設の空き枠を活用して、一時預かり事業の拡充に努めていきたいと考えています。

「(参考 5)」は、虐待の相談件数です。年によってばらつきはあるものの、虐待やネグレクトの相談件数は一定数があることには変わりありません。こうした家庭に対する支援としての機能や、資料にはありませんが、その他障害のある子どもを抱える保護者の一息つける場の提供など、一時預かり事業のソフト面においても強化することで、量の拡充以外に事業の充実を図っていきたいと考えています。

14ページをご覧ください。

現在、一時預かりを実施している保育所を中心に、半径1キロの円を描きました。ご覧のとおり、JR西宮駅の北側が空白であることや、円の中心が特に駅前等の利便性の高いところにないこと、円が重なっているエリアとそうでないエリアがあることがわかります。こうしたことから、空白地域への整備、駅前等に子育てひろばを整備する際には一時預かり事業を併設させるなど、今後の確保方策の実施にあたっては、地域ごとの需要と供給のバランスを視点に加えて検討していく必要があると考えています。

次に、16ページの「病児・病後児保育」です。

前回、子どもが病気のときに親が子どもを看れる環境であることが基本原則であるが、 セーフティネットの役割としての事業を考える必要があるのではないかというご意見を いただきました。

16ページの中段に記載しているとおり、アンケート結果においても、「お子さんが病気やけがで通常の保育が利用できなかったときに、病児・病後児保育を利用したいと思われたか」という問いに対して、「利用したいと思わない」が23.9%ある一方、「利用したい」が14.1%、「近くにあれば利用したい」が14.3%、「できるだけ家族で見る方針だが、利用できる施設があると安心できる」が34.1%と、潜在的なニーズがあることや、子育てに対する安心感が高まる事業であることがうかがえます。

また、下のグラフは、通常の事業が利用できなかった場合の対処方法では、大半が保護者や親族などが子どもを見ている状況である一方、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」という回答が1.2%ありました。

次に、17ページをご覧ください。本市における病児・病後児保育の実績を書いています。

現在、市内には、病児保育1カ所、病後児保育1カ所と、いわゆる「施設型」が2カ 所あります。16ページのアンケート結果や前回の意見を踏まえると、この2カ所に加え て、新たに供給量を増やす必要があると考えています。

しかし、病児保育事業については、「施設型」、「訪問型」にかかわらず、医療機関 との連携が必要となります。医療機関との連携が新たに施設整備を進める上でのハード ルになっていると考えています。

こうしたことから、新たな施設整備ではなく、既存事業や既に実施している事業者を 活用することにより、病児保育等の拡充を検討する必要があると考えています。

例えば、1つ目は、隣接市との連携を考えています。本市は、神戸市北区、芦屋市、 宝塚市、尼崎市と隣接しています。隣接市で行われている病児保育等は、表のとおりで す。地理的な条件はあるものの、隣接市と連携して相互に活用できるようになれば、新 設整備を行わずに提供する場を拡充することができるため、今後検討していきたいと考 えています。

次に、18ページをご覧ください。

前回の会議でもご意見をいただいた「居宅訪問型」です。

18ページに「バウチャー型」、19ページに「委託型」の2種類、他市の事例を載せています。

事業者によって異なりますが、「居宅訪問型」とは、簡単に言うと、ベビーシッターの病児版となります。病気やけがなどで保育施設などを利用できない場合に、事業者のスタッフが親の代わりに依頼者の自宅で子どもを看る事業です。

「施設型」と大きく違う点は、自宅で見ることのほか、「施設型」の場合、預ける日に病院で一旦診察を受けた後で施設に預けることになりますが、「訪問型」の場合は、依頼者の自宅にスタッフが到着した後、スタッフが保護者の代わりに子どもを連れて病院で診察を受けることが可能になります。このことから、保護者は会社に遅れずに出社することが可能となります。

また、こうした事業を行う多くの事業者が行っているサービスとして、前日までに予約すれば100%対応していることや、当日の午前7時の直前までキャンセルができるシステムとなっています。

こうした事業を取り入れていく他市の事例として、一つは、18ページにある「バウチャー型」です。いずれも東京23区の区ですが、子どもが病気等で保育施設などを利用できない場合に、ベビーシッターを利用したときにかかった費用の一部を補助する制度です。自治体によって多少異なる点はありますが、保護者が多くの事業者の中から事業者を選択することが可能であるというメリットがあります。しかし、事業者の指定を自治体が行っているわけではありませんので、事業者への指導等が難しいほか、入会金、年会費等を補助の対象から外しているケースが多いので、低所得者層には利用しにくいといったデメリットもあります。

もう一つが、19ページの「委託型」です。大阪市淀川区で実施している事例ですが、市が事業者を指定して委託する代わりに、区民が利用する際には、高額な入会金、年会費を無料にするほか、一般の利用者と比較して利用料を下げる仕組みとなっています。利用者が事業者を選択できないデメリットはありますが、市が事業者に委託する形になりますので、市が直接事業者に指導することができるほか、入会金、年会費を委託契約で無料にすることができますので、低所得者層の方にも利用しやすいというメリットがあります。

19ページの下段の「確保方策」にありますように、今後、本市においても「居宅訪問型」の導入を検討していきたいと考えています。

また、事業計画の中では、やはり子どもが病気のときに親が子どもを看れる環境であることが基本原則であることに立ち返り、単にサービスの拡充だけでなく、子どもが病気のときに休みやすい環境づくりを社会全体で推進していく必要があることなど、基本的な考え方の部分についても触れていきたいと考えています。

前回の会議で特にご意見をいただいた事業について、市の考え方を改めて整理しました。

説明は、以上です。

会長 残りの時間がかなり限られています。残り3つをすべて議論して方向性を出していくことになるわけですか。

事務局 量の見込みと確保方策については、前回お示しした数字と変わっていません。前回も、その数字を踏まえた上で、実際の中身の方策について、どういう取組みをするのかについてご意見をいただいたところを拡充しています。ですから、本日は、数字のところは確定していただきたいのと、実際の取組方法については、この場でご意見をいただいても結構ですし、メール等でいただいてもいいのかなと思っていまして、そのあたりは、事業計画の方に取り入れたいと考えています。

会長 見込みと確保方策のところで出していただいている数字等については、今日で 一定確定するということですが、方向性については、まだ少し議論いただく機会がある ということです。

まず、「放課後児童健全育成事業」について、ご意見、ご質問があればお伺いしたい と思います。

委員 11ページの数字については、私も数字的なことでいいとか悪いとかはわからないのですが、方策の中で、「"安全・安心な子どもの居場所づくり"を拡充していくことが必要である」、「今後は、留守家庭児童育成センター、児童館、放課後子ども教室や教育関連事業について、密接に連携していく」とあります。

私たち地域の青少年愛護協議会では、放課後子ども教室を担当しているのですが、地域の人間は素人ですので、せんだって、近くの児童館が休館のときに、児童館の職員の方に放課後子ども教室に来ていただいて、一緒にやっていただいたら、子どもたちの放課後の過ごし方の質が上がったという経験があります。ですから、職員の派遣等、「連携」ということをぜひ進めていただきたいと思っています。

それと、最後に「民間事業者の活用」とありますが、これは、留守家庭児童育成センターの指定管理者という意味なのか、放課後子ども教室なども民間事業者を活用していくという意味での検討なのか、お聞きしたいと思います。

もう一点、12ページの白抜き4に「放課後に子どもの自由な遊び場として全小学校での校庭の開放事業」とあります。現在、月2回、各地域に校庭を開放していただいており、我々青少年愛護協議会で見守りをしています。しかし、これについては、実際に利用する子どもが少ないこともあって、その内容についていろいろと考えているところです。そこで、この校庭開放事業は、毎日のことなのか、土曜日なのか、今の時点でわかれば聞かせていただきたいと思います。

事務局 まず、「民間活用」については、校区内で民間活用ができるかどうか以前に、まず、公共施設で利活用できる場所があるかどうかという場所の確保の問題があります。

場所を確保した上で、サービスの質を高める意味合いでは、育成センター以外の保育のサービスについても、一緒に担っていただけるような業者があればと考えていまして、指定管理者も視野には入れています。ただ、地域の方の力も当然必要ですし、サービスの質を上げるためにはボランティアの方の力も必要だと考えていますので、そういったことも含めて検討していきたいと考えています。

会長 最後は方向性のところでしたので、また時間があるときにということにしたい と思います。

数字については、委員はこれでいいのではないかということでしたが、皆さんはよろ しいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 方向性については、今のようなご意見が出ています。

事務局 学校の校庭開放について説明します。

現在、来年度実施に向けて検討を進めている校庭開放事業ですが、検討している内容としては、平日の放課後に実施する予定です。土日については、スポーツクラブ等がスポーツ活動で使っていますので、平日の放課後を想定しています。

ただ、現実的には、学校の運用で、絶対下校時刻までの間、子どもたちが自由に校庭を使って遊んでいる状況があります。これは学校の運用ですので、絶対下校時刻が4時や4時半という割とまだ明るい時間に設定されている関係で、子どもたちは、絶対下校時刻になれば帰るように指導されている状況です。

そういう部分も含めて、校庭開放をする上では、もう少し子どもたちの遊び場の時間 を延長した形で実施ができればと考えています。

あと、実際に放課後子ども教室をやっていただいている中で、利用者が意外と少なかったり、どういった形で進めるのかを地域の中でもいろいろと検討されている状況があります。このあたりについては、2学期中あたりに、全地区・全学年の保護者を対象にニーズ調査をして、放課後の時間の活用について、どの程度保護者のニーズがあるかをつかんでいきたいと考えています。

会長 放課後の校庭開放については時間の延長を考えていることと、ニーズ調査をしていただくことが回答としてありました。

委員 確認したいのですが、「放課後児童健全育成事業」については利用者負担があると思いますが、その考え方は今後変わることはないのでしょうか。

事務局 育成料については、月額8,200円と条例で定めていまして、この金額が適正かどうかについては今後見きわめが必要かとは思いますが、現時点では考えていません。

会長 この2番目の事業については、数字のことはご意見がなかったようですが、方向性については、場を改めてご意見をいただきたいと思います。

次に、3番目、「一時預かり事業」に移ります。

一時預かり事業については、事務局から量の見込みと確保方策の数字等を挙げていた だいていますが、方向性も含めて、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 前の放課後児童健全育成事業ともかぶるのですが、就学前児童に対する一時預かりの事業はいろいろとあっても、小学生になった時点で一時預かりの預け先がなかなかない現状があります。ファミリー・サポート・センターは利用できますが、育成セン

ターを利用されていない方の中には、急な入院や仕事が入ってしまって困っている方が 多くおられます。

それと、可能かどうかわかりませんけれども、高学年の学童保育についても、今、3年生までの人数でもいっぱいになっているところですし、利用基準や安全対策などでいるいろと問題は出るかもしれませんが、高学年は利用人数がそれほど多くありませんので、高学年も一時預かりという形で学童利用ができないかなと思いましたので、つけ加えさせていただきます。

会長 一時預かりに関するご意見ですが、事務局の方で何かお答えできることはありますか。現状の資源としてはファミリー・サポート・センターですね。ほかに特にありませんか。

# 〔発言者なし〕

会長 明確なお答えがないようであれば、そういうご意見があったということで、今後の方向性の問題ですから、一時預かりのところで触れるのか、放課後児童健全育成事業のところで触れるのかになりますが、事務局の方でご検討いただいて、次回に示しいただける範囲でお願いしたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

委員 保育所の一時預かりの利用実績があまり上がっていません。各施設とも定員よりも少ないのですが、なぜ少ないのかが疑問です。うちは小さな認可外をやっていますが、一時預かりの希望は、本当にひっきりなしにあります。イメージ的に保育所に預けるのは敷居が高いのか、その敷居の高さは何なのかが気になっています。多分、利用したい方はもっといるはずですから、より利用してもらえる方策はおありでしょうか。

会長 方策というか、数の問題で、この見込みがどうなのかということですが、いかがですか。利用したいけれども、利用できないという声を委員のところでは聞くということですね。

事務局 1つには、地域的なこともあろうかと思います。中には一時預かりのご希望に必ずしも添えない園もあると認識していますので、保育所での一時預かりが非常に少ないという状況だけではないのかなとは考えています。

委員 そうかもしれないにしても、定員108人を割ってきているので、それはなぜかという疑問です。もっと高い利用料で認可外を利用している方たちがたくさんいらっしゃいます。

委員 私も、保育所の一時預かりを利用しようと思ったことがあるのですが、やめた 経験があります。なぜかというと、1時間単位で預かる保育所もありますが、2時間ぐ らい預けたいと思っても、保育所では4時間以上から2,500円とか、そういう感じの設定 がされているので、定員が割れているのではないかと思います。

会長 そのあたりで、もし事務局の方で拾えることがあれば、拾っていただくことを お願いしたいと思っています。

あと1つ、「病児・病後児保育」です。

これは、数字というよりも、何度も議論していただいているように、市としての考え 方をどう示していくかになろうかと思います。何かご意見等がありましたら最終確認で お願いしたいのですが、いかがでしょうか。 時間がないので私の方から1つ申し上げると、今実施されているのは南地区です。ブロックを設定していまして、大ブロックで言うと北の方にないことになるわけです。こういうことを考えることも大事ではないかと思います。その上で、「バウチャー型」や「委託型」のことを考えていただくことが必要ではないかと思いますので、その点をご検討いただきたいと思います。

皆さんからは何かありませんか。

委員 幼児教育の中で「委託型」や「バウチャー型」があるのも、一つの安心材料としてはいいのかとは思いますが、ややもすればベビーシッターの代わりということも考えられるのかなと思うので、そのあたりの線引きが何か必要なのかなと思います。

将来的には、子どもの人数が減って、保育所・幼稚園に余裕ができたときには、いつも行っている自分の施設の中で病児・病後児保育ができることが一番理想なのではないかと思います。本当の理想は自分の親が看れることだと思いますが、今は考えられないにしても、そういうことも将来的には視野に入れていけたらいいのにと思います。

会長 ご意見として承っておきます。

そのほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、ここで切らせていただきたいと思います。

次の8月25日の会議で、事務局の方からもう一度出していただくことはできるのですか。

事務局 本来であれば、事業計画の案の案を提出するつもりでしたが、用意できていなくて申しわけありません。8月25日には素案をお出しする予定ですが、それまでに皆さんのほうに事業計画の案の案を送らせていただきます。その上で、8月25日の資料をつくるまでにご意見をいただく形も可能ですし、8月25日の時点で文言を変えることも可能です。

会長 皆さんから幅広くいただいたご意見を事務局の方で事業計画という形に落とし込んでいただいて、8月25日の子ども・子育て会議の前に示してご意見をいただけるようにするということですので、その点、ご確認をよろしくお願いします。

最後は少し急ぎましたが、これで議事はすべて終了とさせていただきます。

事務局からの連絡事項をお願いします。

事務局 時間がありませんが、パンフレットの中に「子ども・子育て支援新制度の保護者向け説明会」のチラシを入れています。これについて報告します。

7月21日から8月末にかけて、市内8か所で保護者向けの説明会を実施しています。 チラシにもありますが、7月21日と27日については、既に終了しています。

その結果ですが、21日の北夙川体育館では、当日、274名という我々の想像を超えた人数の方にお越しいただきました。ですので、予備で確保していた近隣の越木岩公民館でも会場を設営して、2会場で説明会を開催しました。

また、27日には北部の塩瀬公民館で開催しまして、91名の方にご参加いただきました。 今後は、今週末に甲東支所と山口センター、9日には子育て総合センター、10日には 鳴尾会館、30日には浜脇公民館、31日には西宮北口の大学交流センターで予定していま す。現在、託児の申込みを受けているのですが、かなり多くの申込みがありまして、今 後も参加者の数はかなり多いと考えています。会場については、北部を除いて、2カ所 設営する方向で動いています。

説明会の実施状況については、次回の子ども・子育て会議の方でもご報告したいと思いますが、現時点ではそういう状況です。

会長 事務局、ご苦労さまです。それほど関心が高いということは、それだけ利用者の方の不安も高いということだと思います。特に、認定の問題、利用料の問題、これらは生活に直に結びつくところですので、私たちもそのように受け止めさせていただきたいと思っていますし、事務局の方も、今日は残念ながら積み残しの件が出ていますので、この点は利用者の方の不安も大きいだろうことを受け止めていただいて、ぜひ次の子ども・子育て会議までに案を示していただいて、8月25日には結論を出せるようにしていただきたいと思います。

それでは、これで本日の会議を終了します。

長時間にわたり、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

[午後8時00分 閉会]

# 【委員出席者名簿 16名】

# 【事務局出席者名簿 18 名】

所属団体・役職名等	氏	名	所属・役職	氏	名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原	大	【こども支援局】		
西宮市民間保育所協議会 会長	内田	澄生	こども支援局長	山本	晶子
公募市民	大森	早苗	新制度準備室長	津田	哲司
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野	隆一	こども支援総括室長	川戸	美子
兵庫県西宮こども家庭セン ター 所長	木下	浩昭	子育て事業部長	藤江	久志
西宮市労働者福祉協議会	久城	直美	新制度準備課長	楠本	博紀
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷	智恵子	新制度認定課長	伊藤	隆
武庫川女子大学文学部 教授	倉石	哲也	こども支援総務課長	岩田	重雄
関西学院大学教育学部 教授	橋本	祐子	児童・母子支援課長	小島	徹
地域子育て支援センターつぼ みのひろば センター長	林	真咲	子育て総合センター所長	増尾	尚之
西宮市地域自立支援協議会こ ども部会 部会長	東野	弘美	保育所事業課長	廉沢	裕和
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田	公美	参事(保育指導担当)	婦木	雅子
甲南大学マネジメント創造学 部 教授	前田	正子	児童福祉施設整備課長	緒方	剛
西宮市青少年愛護協議会	森	郁子	【教育委員会】		
株式会社阪急阪神百貨店第 1 店舗グループ子供商品統括部 長	由本	雅則	教育次長	前川	豊
にしのみや遊び場つくろう会 代表	米山	清美	学校教育部長	垣内	浩
			学校改革課長 新制度準備室参 事	杉田	二郎
			学事課長	中西	しのぶ
			特別支援教育課長	坂口	紳一郎
			社会教育課長	中尾	篤也